

平成27年度

事業計画書

平成27年4月1日から

平成28年3月31日迄



目 次

I 開発途上国の児童支援事業

- 1.「児童の権利に関する条約」を規範とした開発途上国の子どもたちへの支援事業

II 開発途上国の農業支援事業

- 1.開発途上国への農業技術向上の為の支援・普及事業

III 開発途上国の人材育成事業

- 1.開発途上国からの外国人技能実習生受入事業

I 開発途上国の児童支援事業

1 「児童の権利に関する条約」を規範とした開発途上国の子どもたちへの支援事業

(1) 趣旨(目的)

「児童の権利に関する条約」は1990年に国際条約として発効した。

一般的には「子ども権利条約」と呼ばれているが、①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利—の4つの権利が柱となっている。

「生きる権利」は防げる病気で命を落とすことがないようにする。「育つ権利」では、教育を受け、遊んだりする権利を遵守することを掲げているように、世界中の子どもたちの権利を条約として取りまとめ、世界共通の認識とすることを標榜とする。

しかしながら、当該法人がボランティア活動を通じて南アジア、東南アジアを訪問する中、現地には貧困層が多く、生活環境も劣悪で、さらには教育を受けられない子どもたちが多く存在する現実がある。

日本では人口減少の時代に突入しているが、世界では年に7000万人も人口が増えていると言われている中、こうした恵まれない環境の子どもたちの権利を守るのは、政治や行政の力に頼るだけでは限界がある。

例えば、既に実施している事業であるが、日本国内に広く呼びかけ、文房具等の寄贈品を集め、現地で子どもたちに直接手渡し、それらを使って字を書き、絵を描いてもらっている。

その作品を「子どもたちの夢・絵画展～smile for children～」と題し、日本の皆様に見て頂く機会を作る。

日本国内において適宜10～11月を目安に開催する。入場は無料だが、募金受付は行う。

平成27年8月現在で約300枚の子供たちの作品を受け取っている。また、文房具はクレヨン、色鉛筆、画用紙等に限定する。なぜなら、使用済みになった時、ゴミを分別し処理する意識が低いため、絵の具などはチューブのまま捨ててしまい、産業廃棄物になり、しいては土壌汚染につながる。結果、開発途上国である同地域は農業国家である為、食育にも影響してくる。このことも教育の一環として教え、伝えていく。これらの活動は、「児童の権利に関する条約」を実践するものであり、広く公益に資するものである。

(2) 対象

① 主に南アジア、東南アジアの子どもたちが対象である。

② 対象地域においても、都市部での生活環境は改善されつつあるが、農村部を中心とした地域においては、まだ生活環境は劣悪である。

親と離れ、孤児院で生活する子どもたちも多く、十分な教育も受けられてはいない。

勉学意欲がありながら、本、文具もなく、教育を受けられない子どもたちを対象とする。

既にミャンマー連邦共和国のヤンゴン地方域(管区)、マンダレー地方域(管区)、マグウェ地方域(管区)、タイ王国のコーンケン県等の農村や孤児院へ贈呈し、その後も交流を続いている。

(3) 実施方法

①実施主体

当法人が主体となる。

②対象

対象は、下記記載の4施設、2農村とする。

③内容

(A) 文房具、衣服の寄贈

年4回、現地を訪問して寄贈する。

当法人において通年事業としてホームページ、フェイスブックページなどで一般の方々、一般業日本国内の幼稚園、保育園事業者又現在ご賛同頂いてる各法人、団体に寄付を呼びかけている。

さらに、画用紙については(株)キヨクトウノート様からの定期的な協力をいただいている、現地の孤児院、農村に赴き、直接クレヨン、画用紙を寄贈し、恵まれない子どもたちに「私たちの夢」というテーマで絵を描いてもらうように説明する。

(B) チャリティーイベント、セミナーの開催

(ア) チャリティーイベント「子どもたちの夢・絵画展～smile for children～」

日本国内において適宜7～8月を目安に開催する。開催場所は東京、大阪を予定しているが、東日本大震災の被災地である東北地方からも開催依頼を受けており、地方自治体教育委員会等の後援を申請することとしている。

ホームページ、インターネットやフライヤー貼付・配布及びマスメディア等を通じて広く告知する。入場料は無料だが、募金受付は行う。

(イ) セミナー「児童の権利に関する条約と食育」「日本文化とSAFAの活動」

基本的に5月と11月(状況により適宜)に現地で開催する。既にミャンマー連邦共和国ヤンゴンYUZANA HOTELにて鳴貴 SAFA会長を講師に平成27年5月25日・7月20日開催済。参加者は、地元企業・団体・孤児院・農村長・個人(学生会)とし、インターネットやフライヤー貼付・配布し広く募る。参加費用無料。

(ウ) 協力団体・施設等

本事業の協力施設等は本事業の趣旨に賛同して当法人と連絡を密に取り、現地での当法人の活動に協力するものとする。

本事業は既に下記の孤児院、農村で実施されており、今後の協力についても確約を得ている。

孤児院 Yatanabon Yeiknyen Monastic Education School

(ミャンマー連邦共和国ヤンゴン地方域(管区))

孤児院 Thissa wai da gu(ミャンマー連邦共和国ヤンゴン地方域(管区))

孤児院 Shwe gli post-primary school

(ミャンマー連邦共和国マンダレー地方域(管区))

農村 Kan hla village(ミャンマー連邦共和国マンダレー地方域(管区))

農村 Min dallnt village(ミャンマー連邦共和国マグウェ地方域(管区))

孤児院 Light of love high school(ミャンマー連邦共和国マグウェ地方域(管区))

孤児院 NICWO(タイ王国コーンケン県)

(4) 財源等

- ①本事業に要する経費は、賛助会員入会金及び会費を基本財源とする。
- ②本事業の実施に必要な経費の負担区分、その他必要な事項は、適宜定めていく。
- ③本事業の実施に特別必要な経費が発生したる場合、特別寄付金等を公募する。
その方法は、ホームページ等のインターネット及びダイレクトメール(賛同者含む)など。

II 開発途上国の農業支援事業

1 開発途上国への農業技術の向上の為の支援・普及事業

(1) 趣旨

JA全農によると、基幹的農業従事者数(ふだんの仕事が主に農業)は、2010年は205万人だったが、翌2011年には186万人と200万人を割り込んだ。また、農家数の推移を見ても、2005年に300万户を下回る284万户、2012年には232万户と52万户も減少した。さらに、従事者の高齢化と後継者不足は深刻な状況であり、天候に左右され、労働時間も長く、収入が不安定な職業であることから、これから日本農業はますます危機的な状況に陥ると言われている。一方、東南アジアのタイ王国の農業は、競争力が高く、その輸出は国際的に高い成功を収めている。タイ王国は、世界のコメ市場における主要な輸出国の1つに数えられているように、加工品も含めた食糧輸出は増加傾向にある。そこで、日本古来の生産法による希少価値のある農産物を豊富な労働力のあるタイ王国の農村部において生産、加工、輸出することによって、ミャンマー連邦共和国、タイ王国をはじめ開発途上国の農業を支援するとともに、日本の農業の技術を伝授し、日本と開発途上国両国の、農業交流に伴う国際交流が進展することとなり、当事国双方の国土強靭化につながり、広く公益に資するものである。

(2) 事業

① 対象

・タイ王国コーンケン県サムスーン郡クラヌアン地区と、その周辺。

同地区に当法人が指定する農地(5.6ha)で、現地農民の雇用を当初30人、本格栽培開始からは60人。

指定栽培農地の拡大により、さらに雇用創出を計画している。

・ミャンマー連邦共和国ヤンゴン地方域(管区・約100acre)、マンダレー地方域(管区・約50acre)、マグウェ地方域(管区・約200acre)、シャン州(約100acre)についても現在協議中である。

② 実施方法

(A) 実施主体

当法人及び当法人に所属する専門家とする。

(B) 内容

- i 日本国内で生産が激減している農作物等栽培を指定し、現地農民の収入が安定的で少しでも多く得られるような農業技術の向上・普及を行う。
- ii 技術指導、試験栽培、品質管理を行い、生産性を高める。
- iii 日本から当法人に所属する専門家を現地に派遣し、現地にて農業技術の向上のための指導するものとする。ただし、派遣者未定の場合次年度に繰り越す。

③ 協力企業等

現地の郡関係者、地区関係者の協力、助言、提言などを求めながら進めていく。

本邦内における種子業界・農業法人・農業従事者・一般企業など広く協力者を募る。

(3)財源等

- ①本事業に要する経費は、一般寄付金を財源とする。
- ②本事業の実施に必要な経費の負担区分、その他必要な事項は、適宜定めていく。
- ③本事業の実施に特別必要な経費が発生したる場合、特別寄付金等を公募する。
その方法は、ホームページ等のインターネット及びダイレクトメール(賛同者含む)など。

III 開発途上国の人材育成事業

1 開発途上国からの外国人技能実習生受け入れ事業

(1) 趣旨(目的)

開発途上国からの外国人技能実習生受け入れ事業(以下「本事業」という)は、厚生労働省が示しているように、「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術、又は知識の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う『人づくり』に協力すること」を目的としている。

1993年に創設された制度だが、当初研修・技能実習の期間は合計で最長2年間だったが、1997年4月には最長3年に延長され、2015年3月には安倍内閣が最長3年から5年に延ばす法律案を閣議決定した。

申請者は年々大幅に増加しているのが現状だが、一方では労働条件や人権侵害等、社会問題となるケースもあり、安倍内閣の法律案では「外国人技能実習機構」を新設し、技能実習生を保護する内容も盛り込まれている。

当法人が行う本事業は、本来の目的である「我が国が先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図る」とともに、外国人技能実習生に対しては「働きがいのある人間らしい仕事」の確立への環境醸成することによって、開発途上国との国際交流を深め、技能、技術、知識を移転すること、又当事国双方の国土強靭化につながり、将来に渡りグローバルな交流、人材育成を興し、よって広く公益に値する事業でもあると考える。

(2) 対象

- ①外国人技能実習生を対象とする。
- ②外国人技能実習生を受け入れる本邦の企業等は、当法人が提唱する「働きがいのある人間らしい仕事」の環境づくりを理解し、支援する企業とする。

(3) 実施方法

①実施主体

当法人が技能実習生を受け入れ、協力企業等(技能実習実施機関)で技能実習を実施する。

②実施予定人数

技能実習生の受け入れ人員は、入国管理法上の範囲内において決定する。

③内容

講習による知識の習得活動(基礎講習)、協力企業等との雇用契約に基づいて実施する技能等の習得活動(技能実習)を行う。

④協力企業等

本事業の趣旨に賛同して当法人の会員となる企業、団体又は個人事業主であって、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を実施し、若しくは、これと同等以上の職業訓練を実施しうるものとする。

⑤事業の実施等

- (A)当法人が受け入れ団体となって実施するものとする。
- (B)基礎講習については、当法人が関係機関と協議の上、適正と認めた施設において実施するものとする。
- (C)技能実習については、当法人が協力企業等において技能実習が適正に実施されているか確認し指示するものとする。
- (D)本事業の外国人技能実習生の選定は、現地の送出し機関(主に現地各州、市、町、村などの行政機関及び日本語学校)と連携して行う。
現在コーンケン県サムスーン郡及びミャンマー連邦共和国各地方域(管区)と議中。
(あくまでも、当法人が公益財団法人となることを、条件として協議している)
- (E)本事業は外国人技能実習生について母国語相談、安全衛生・健康・生活精神面等の保護に関する企画実施、支援、助言などを含み、受入先企業、団体等を訪問する。
- (F)本事業では、日本文化等の理解及び精神的な支柱のために在交流会を開催し、親睦を兼ねた日本文化視察旅行も催行する。

(4)財源等

- ①本事業に要する経費は、技能実習事業費、技能実習指導費等、協力企業等が本事業に対する協力費として納入する負担金によるものとする。
- ②本事業の実施に必要な経費の負担区分、その他必要な事項は、適宜定めていく。